

～ 保護者の皆様へ ～

就学援助制度のご案内

四街道市教育委員会

四街道市では、お子さんを小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学用品費・給食費などを援助する制度を設けています。

以下の理由のいずれかにあてはまり、援助を希望する方は、教育委員会又は各小・中学校にご相談ください。

1. 申請の理由と必要な添付書類 ※理由を証明する書類は必ず提出してください。

申 請 理 由	理由を証明する書類（コピー可）
1. 生活保護を受けている	不要
2. 生活保護が停止又は廃止になった （当該年度・前年度）	原則として不要
3. 市町村民税の非課税又は減免の扱いを受けた	同一住所にお住まいの方全員の、市民税・県民税非課税証明書（所得割・均等割ともに非課税であるもの）又は 減免決定通知書
4. 個人事業税の減免の扱いを受けた	減免決定通知書等事実がわかるもの
5. 固定資産税の減免の扱いを受けた （ただし、家屋新築による減免を除く。）	減免決定通知書等事実がわかるもの
6. 国民年金の掛け金の減免の扱いを受けた	同一住所にお住まいの方全員の、国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
7. 国民健康保険税(料)の減免又は徴収猶予の扱いを受けた	減免決定通知書等事実がわかるもの
8. 児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書 又は 認定通知書
9. 生活福祉資金の貸付を受けた	貸付決定通知書
10. 公共職業安定所登録日雇労働者である	雇用保険日雇労働被保険者手帳
11. 上記1～10までに該当しないが、保護者の死亡、災害等の経済的な理由により児童生徒が就学困難となる特別な理由がある場合	同一の住所にお住まいの方で収入のある方全員分の前年度の収入を証明する書類 ※収入とは、遺族年金・障害年金・仕送りなどを含めた世帯に入る全ての収入です。 ※賃貸住宅等にお住まいで、家賃を支払っている場合は家賃の月額がわかるものも添付してください。

※申請理由11番の基準額について

申請理由11番の基準額は、生活保護法に規定する基準額から算出した額になります。家族の年齢・構成等により異なります。下表は、おおよその目安の額となりますのでご理解願います。

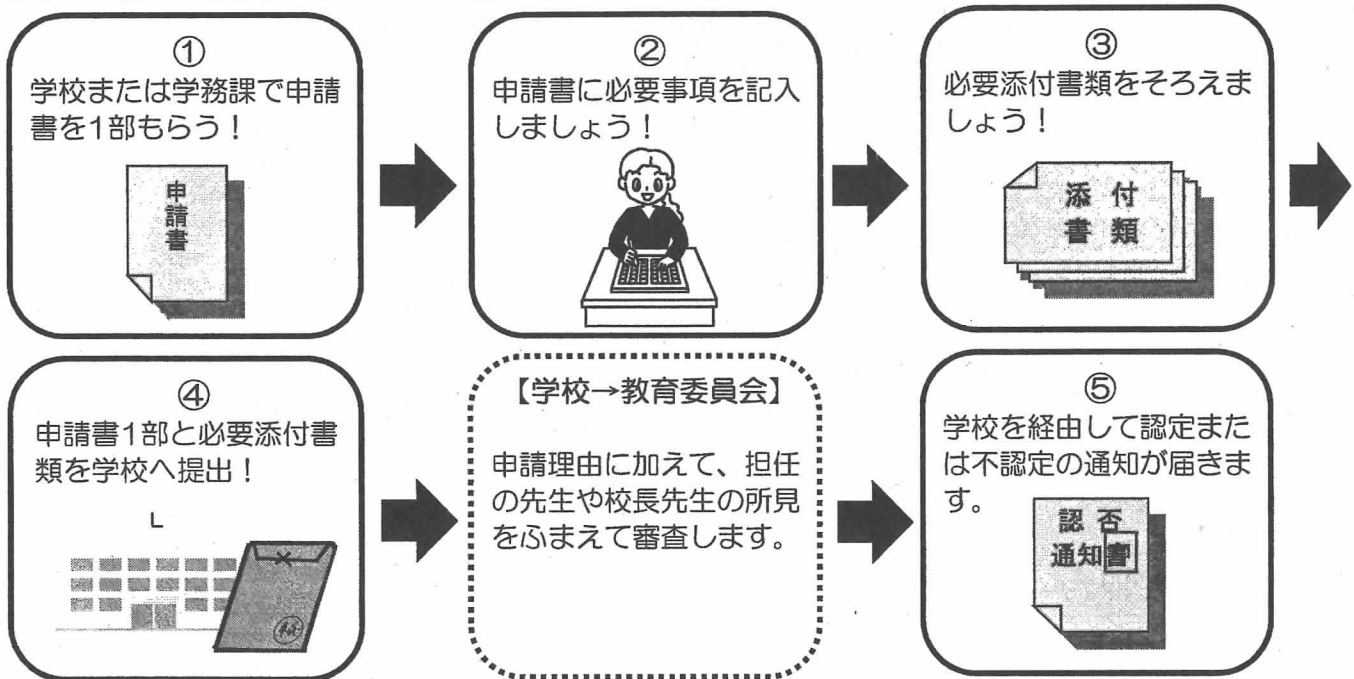
<基準額の目安表>

家族人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	215万	290万	361万	430万	498万

上記の基準額と、同一の住所にお住まいの方全員の収入額(源泉徴収票の「支払金額」)を比較して、審査をいたします。なお、賃貸住宅にお住まいの場合、基準額が緩和されます。住宅ローン等の債務返済は考慮できません。

*裏面に続く

2. 申請の方法から結果の通知まで



3. 援助内容

援助費目	対象者	援助内容	援助額 (H30年度)
学用品費	全学年 (準要保護)	児童生徒にかかる物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品	小学校：11,420円(年額) 中学校：22,320円(年額)
通学用品費	1年を除く全学年 (準要保護)	児童生徒が通常必要とする通学用品	小・中学校：2,230円(年額)
新入学用品費	新1年 (準要保護)	新入学児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品とする。ただし、2月(入学前)と4月(入学後)の認定者のみに支給	小学校：40,600円(年額) 中学校：47,400円(年額)
校外活動費	全学年 (準要保護)	校外学習に参加するために必要な経費とする。ただし、宿泊を伴うものについては、学年を通じて1回	実費 (交通費、見学料、宿泊料、演劇鑑賞代など)
修学旅行費	最終学年 (要保護・準要保護)	修学旅行に直接必要な経費 ※キャンセル料は含みません	実費 (交通費、見学料、宿泊料、記念写真代、医薬品代、傷害保険料など)
医療費	全学年 (要保護・準要保護)	学校の定期健康診断により発見された学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条各号に定める疾病の治療費	実費
学校給食費	全学年 (準要保護)	学校給食において実際に保護者が負担する経費	実費

※ 要保護：生活保護世帯の児童生徒で教育委員会に申請し、認定された者(修学旅行費・医療費のみ対象)
準要保護：要保護児童生徒に準ずる程度に困窮していると教育委員会に認定された者

4. 留意事項

- ・平成31年度より、就学援助費は、給食費を除き保護者様が指定した口座へ振り込みます。
- ・平成31年度より、審査方法が一部変更となり、申請は年1回ですが申請理由に応じて審査は2度行う場合があります。

5. 問い合わせ先

お子さんが通われている学校または四街道市教育委員会学務課へ

TEL 043-424-8932

